## 市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画課担当:越・永谷(972-3025)

## 愛知県遺児手当の支給漏れについて

ひとり親家庭を対象とした愛知県遺児手当の支給漏れがあるケースが判明しましたので、下記のとおりご報告します。

記

#### 1 概要

愛知県遺児手当を受給中の方が、市外から市内への転入や区間で住所移動を した際には一旦支給差止がされます。その方が、転入後もこの手当を引き続き 受給するために、区・支所において住所変更の手続きを行っていただいた際に は、区・支所において、支給再開の手続き(支払差止解除依頼)を愛知県に対 して行う必要がありますが、これを行わなかったため、支給が再開されないま ま現在に至っている事案が、全市で13名分判明しました。

#### (※)愛知県遺児手当

父又は母が死亡した児童や父母が婚姻を解消した児童(18歳以下)を養育している方などを対象に、5年間支給される手当です。愛知県遺児手当に係る申請書その他の書類は、住所地を所管する市町村長を経由して愛知県知事へ提出されます。

## (支給月額)

支給開始からの支給年数	月額(児童1人あたり)
1~3年目	4,350円
4、5年目	2,175円

※支給は2か月に1回(5月,7月,9月,11月,1月,3月)

#### (※) 転入時の事務処理

愛知県遺児手当の受給者の方が県内の市区町村間で住所変更を行う場合、 転出前の市区町村において一旦支給差止の事務処理を行い、転入後の市区町 村において住所変更等の確認を行った後に愛知県に対して支払差止解除依頼 を行うこととなっています。

## 2 原因

事務処理マニュアルでは、状況を確認のうえ、適正な処理(支払差止解除依頼)を行う取り扱いになっていたにもかかわらず、行うべき事務処理を漏らしてしまいました。

## 3 未支給人数および金額

13名 総額 800,400円 (内訳) 別紙のとおり

#### 4 対応

区・支所より未支給の方に対して謝罪し、事実経過を説明しております。 また、未支給分については、早急にお支払いできるよう愛知県と調整してい ます。

## 5 再発防止策

- (1)正しい取り扱いを周知し、各区・支所においても処理についてのチェックを徹底します。
- (2) 区・支所から本庁への住所変更等の書類進達時に取り扱い等に漏れがないよう、新たにチェックシートを作成します。
- (3) 愛知県から届く受給者に関するリストには、支払差止中の場合に は、当該表示がされているため、この表示がある方には、他書類等 と照合するなどして、支払状況を都度確認するよう、新たにマニュ アルを改定し徹底します。

# <支給漏れの人数・金額>

· 文和個和007/00X 並假/		
管区	人数(人)	未支給額(円)
千 種 区	1	17,400
北区	3	139, 200
昭和区	1	21,750
中 川 区	1	34,800
富田支所	2	300, 150
南陽支所	1	58, 725
緑区	2	19,575
徳 重 支 所	2	208,800
計	13	800,400

<sup>※</sup>未支給が発生した管区で整理して計上